

仮設施設整備支援事業(助成)の概要



令和8年熊本地震で被害を受けた熊本県内の全市町村(14市・23町・8村)において、市町村(又は県)が行う仮設施設(早期の事業活動再開を希望する中小企業が入居する店舗、事務所等の集合型仮設施設)の整備を、中小機構が助成・協力します。

〔整備事例〕■岡山県倉敷市真備地区
仮設店舗(「復興商店街」)



〔整備事例〕■北海道安平町早来地区
仮設店舗



【1. 助成の要件】

- 1) 仮設施設への入居要件等
 - * 災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業者。
 - * 一つの仮設施設に、複数の被災事業者が入居することが必要です。
 - * 具体的な入居者の要件・選定については、各自治体にてご判断下さい。
- 2) 用途・面積等
 - ① 1事業者1区画、被災前の事業場の面積又は100㎡のいずれか低い方を上限とします。
 - ② 一つの区画に複数の被災事業者が入居する「共同利用」も可能です。
- 3) 仮設施設の敷地(用地)の要件
 - * 原則、公共用地とします。(※民有地を各自治体が借地することでも可。)
- 4) 仮設施設の仕様
 - ・建築躯体 : 原則 プレハブ工法 又は ユニット工法 平屋又は2階建
 - ・建物基礎 : 布基礎、ベタ基礎、その他特定行政庁が認めるもの
 - ・床 : 合板床(耐荷重290kg/㎡)又は土間コン床(1階のみ。耐荷重は地耐力によります。)
 - ・電気設備 : 天井照明、コンセント、分電盤(単相、動力電源)、共同アンテナ、電話回線引込口 等
 - ・給排水設備 : 上水(給水口1ヶ所/1区画)、排水(生活排水口1ヶ所/1区画)、合併処理浄化槽 等
 - ・空調設備 : 換気扇、壁付エアコン(業務用除く、1台/1区画) 等
 - ・消防設備 : 消火器等
 - ・共同トイレ
 - ・外構 : 駐車場の砕石舗装等

【2. 助成の対象】

次の1)又は2)について、その全額(10/10)を中小機構が各自治体に助成します。

- 1) 仮設施設を施工業者との「工事契約」により整備する場合
 - * 設計費(測量、地盤調査含む) * 建築確認申請等の手数料 * 施設工事費 ※撤去費は助成対象外
- 2) 施工者等が整備する仮設施設の貸与を受ける場合(リース方式)
 - * 貸与期間のリースの費用全額(内訳は、設計費、手数料、施設工事費、撤去費 等)

※以下については助成対象となりません。(施設工事費又はリース費用に含められません。)

- ・事業用の設備(例: キュービクル、事業用排水処理施設、給湯設備、ガス設備、厨房設備 等)
- ・動産(例: 什器、テレビ、冷蔵庫 等)
- ・事業の用に供する建物の造作(例: 店舗の看板、外壁又は内部の装飾等)
- ・用地取得費、用地の造成費、既存建物等の撤去費、その他用地関連費用
- ・入居者の造作及びその原状回復費用

【3. 仮設施設の管理等】

- 1) 施設の管理等
 - * 各自治体が施設を管理・運営して下さい。
 - * 入居料は原則無償として下さい。(共用部の光熱費など、実費相当の共益費の徴収は例外)
- 2) 利用期間終了後の施設の取り扱いについて
 - * 施設の目的終了後、撤去、用途転用(例: 市町村の会議室とする)、公的機関への譲渡(例: 商工会の事務所とする)は可能です。
 - * 施設を個人・私企業へ譲渡することは認められません。

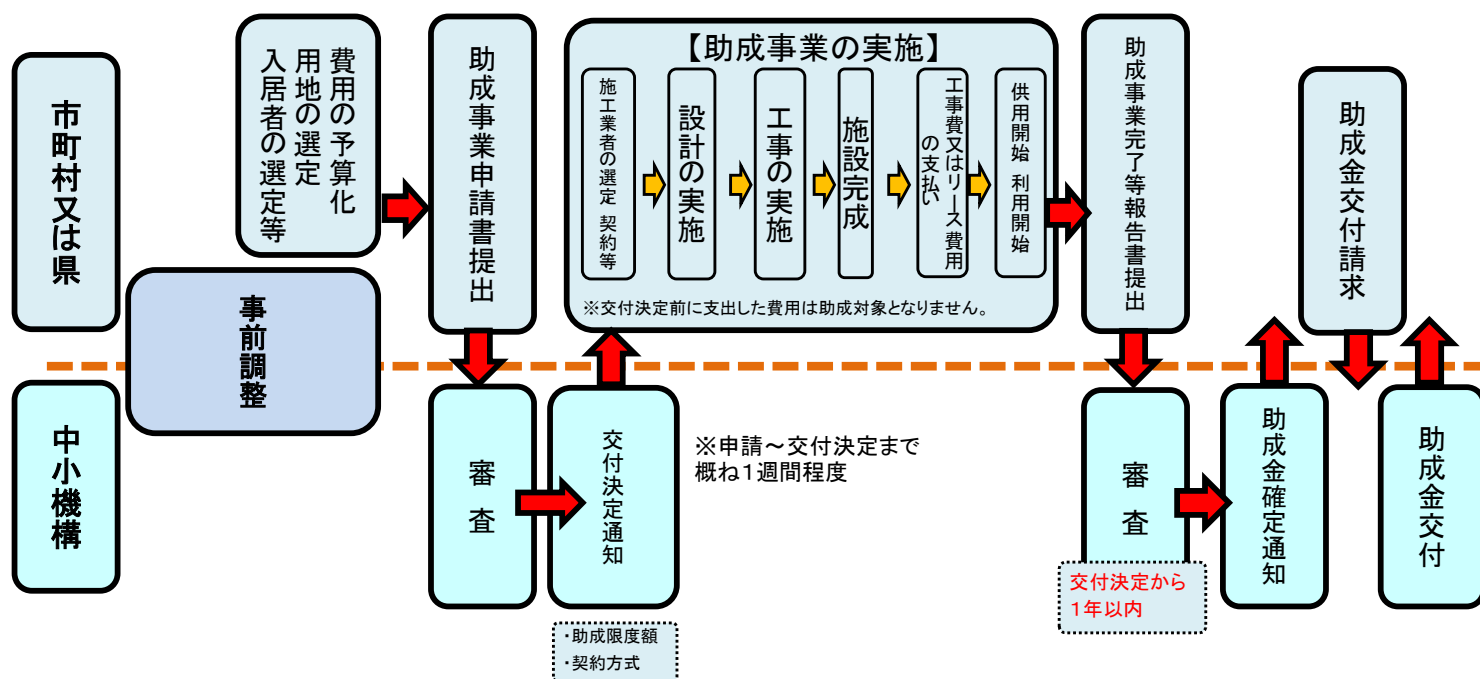
【4. 申請期限】

- 1) 申請期限は令和9年8月末までです。
(交付決定日の翌日から1年以内に「助成事業完了等報告書」を機構に提出することが必要)

【5. その他の留意事項】

- 1) 建築基準法の手続きについて
建築基準法第6条(建築確認申請)、第18条第2項(計画通知)、第85条第2項又は第6項(仮設許可)のいずれかの手続きを経てください。
※建築手続の詳細は、所轄の特定行政庁にご相談ください。
- 2) 助成上限額について
施設の内容・仕様について機構と相談の上、詳細を決定することとなります。

【6. 手続の流れ】



<お問合せ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部 災害対策支援課
TEL:03-5470-1501 FAX:03-5470-1566
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階